

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月21日
【事業年度】	第22期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社ユビキタスAI
【英訳名】	Ubiquitous AI Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 聡
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 芦谷 耕司
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 芦谷 耕司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月30日に提出いたしました第22期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの概要
 - (3) 監査の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(訂正前)

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

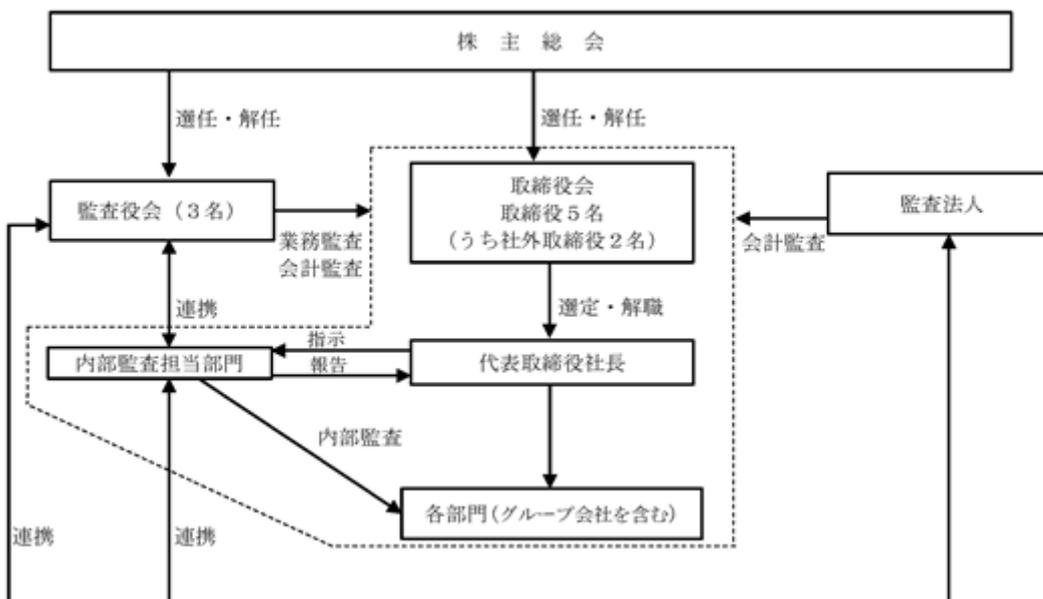
ア. 会社の機関の内容

当社は、取締役会設置会社であります。取締役会は少なくとも月1回開催し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社の規模、組織の状況及び開催の機動性を考慮し、取締役会は3名の常勤取締役と2名の非常勤取締役（社外取締役・独立役員）で構成されております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、3名の監査役を選任しております。全3名が社外監査役（うち独立役員3名）です。

以上により、経営監視が十分に機能する体制を整えていると判断しております。



イ. 内部統制システムの整備及び運用状況

当社は、企業倫理の確立による健全な事業活動に向け取り組んでおります。「内部統制基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行っており、統括責任者は代表取締役社長です。

また、業務運営を適切かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限の明確化と適切な内部牽制が機能する体制を整備しております。財務報告の適正性確保のための体制の整備として、「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努めております。

さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確かめるため、代表取締役社長自身又はその指名する者により、「内部監査規程」に基づき業務全般に関して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施しております。なお、内部監査の結果は、監査役及び監査法人とも共有され、監査活動の効率化を図っております。

リスク管理体制の整備の状況

(略)

(訂正後)

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

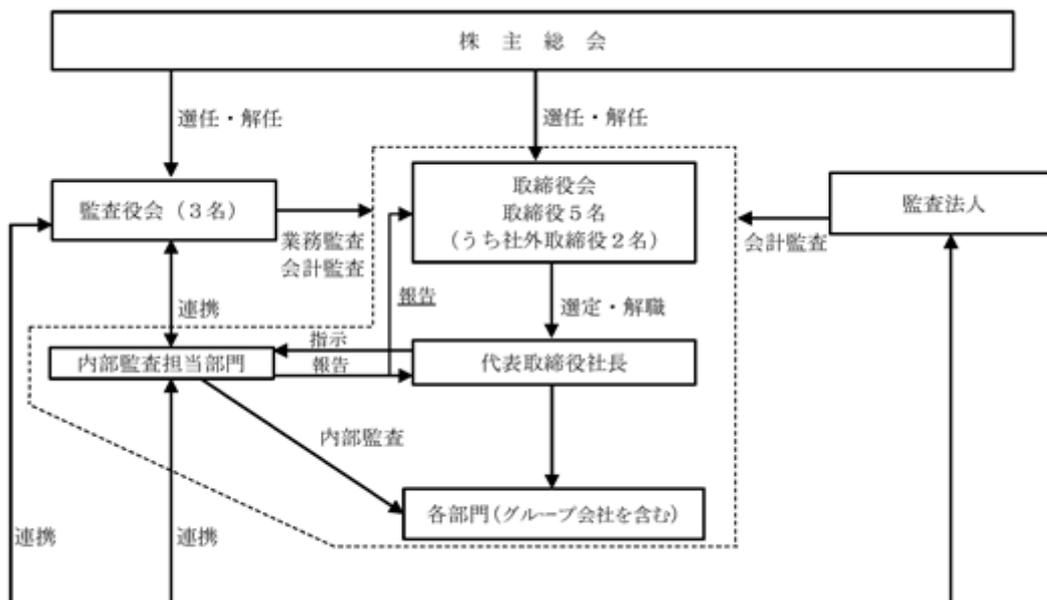
ア. 会社の機関の内容

当社は、取締役会設置会社であります。取締役会は少なくとも毎月1回開催し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社の規模、組織の状況及び開催の機動性を考慮し、取締役会は3名の常勤取締役と2名の非常勤取締役（社外取締役・独立役員）で構成されております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、3名の監査役を選任しております。全3名が社外監査役（うち独立役員3名）です。

以上により、経営監視が十分に機能する体制を整えていると判断しております。



イ. 内部統制システムの整備及び運用状況

当社は、企業倫理の確立による健全な事業活動に向け取り組んでおります。「内部統制基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行っており、統括責任者は代表取締役社長です。

また、業務運営を適切かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限の明確化と適切な内部牽制が機能する体制を整備しております。財務報告の適正性確保のための体制の整備として、「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努めております。

さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確かめるため、代表取締役社長自身又はその指名する者により、「内部監査規程」に基づき業務全般に関して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施しております。なお、内部監査の結果は、監査役及び監査法人とも共有され、監査活動の効率化を図っております。

リスク管理体制の整備の状況

(略)

取締役会の活動状況

(a) 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を12回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況は次のとおりであります。

地位	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	長谷川 聡	12回	12回
代表取締役副社長	井上 光司	12回	12回
取締役	阿部 海輔	12回	12回
取締役	爲廣 暁雄	12回	11回
常勤監査役	山形 有司	12回	12回
監査役	皆川 克正	12回	12回
監査役	阿曾 友淳	12回	12回

・ 書面決議による取締役会の回数（当期10回）は除いております。

当事業年度における取締役会の具体的な審議内容は、次のとおりであります。

審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時株主総会の招集及び株主総会に付議する議題・議案の決定 ・ 代表取締役及び約付き取締役の選定 ・ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びにこれらの附属明細書の承認 ・ 事業計画、及び中期計画の承認 ・ 開示資料の承認 ・ 組織、規程の改廃 ・ 重要人事の審議 ・ 重要な会計方針に関する協議 ・ M & Aによる株式取得の承認 ・ 月次決算の確認
------	---

(3) 【監査の状況】

(訂正前)

監査役監査の状況

監査役監査については、管理部門を統括してきた豊富な経験・見識を有する者、公認会計士資格を有する者及び弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

各監査役は、取締役の職務執行について監査を実施しており、必要に応じて取締役に対して業務執行に関する報告を求めています。

また、定期的に監査役会を実施し、他の監査役と連携してその職務を執行するとともに、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受ける等、連携を図っております。

なお、監査役の選任理由については、「(2) 役員 の 状況 社外役員 の 状況」のとおりであります。

当事業年度において当社は監査役会を月 1 回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
山形 有司	14回	14回
皆川 克正	14回	14回
阿曾 友淳	14回	14回

内部監査の状況

監査役は、内部監査担当部門との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。内部監査担当部門は、監査役による監査及び会計監査人による監査と相互に効率的に遂行できるよう協力しており、監査役、監査法人、及び内部監査責任者は、年 2 回の会合をもち情報交換を行っております。

内部監査担当部門は年間内部監査計画に則り、会計伝票、勤務管理表の通査等の内部監査を実施しております。

(略)

(訂正後)

監査役監査の状況

監査役監査については、管理部門を統括してきた豊富な経験・見識を有する者、公認会計士資格を有する者及び弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

各監査役は、毎月開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の職務執行について監査を実施しており、必要に応じて取締役に対して業務執行に関する報告を求めています。常勤監査役は、必要に応じて関係者へのヒアリング、調査を行い、その状況を他の監査役と連携することにより、監査の充実を図っております。

また、定期的に監査役会を実施し、他の監査役と連携してその職務を執行するとともに、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受ける等、連携を図っております。

なお、監査役の選任理由については、「(2) 役員の状況 社外役員の状況」とおりであります。

当事業年度において当社は監査役会を月1回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
山形 有司	14回	14回
皆川 克正	14回	14回
阿曾 友淳	14回	14回

当事業年度における監査役会の具体的な検討内容は、次のとおりであります。

検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期、月次決算、及び資金運用状況の適切性の確認 ・ 取締役へのヒアリング結果の共有及び業務執行状況の確認 ・ 監査報告書の作成 ・ 子会社への往査、及び同社の経営状況、経営環境の確認 ・ 取締役会におけるM & A案件の検討に対する注視、及び取締役会に対する提言の確認 ・ M & A案件に関するデューデリジェンスレポートの確認
------	--

内部監査の状況

内部監査の体制は、「(1) [コーポレート・ガバナンスの概要]、会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況」に記載しております。

当社における内部監査は、代表取締役直轄の内部監査担当部門が、内部監査規程に基づき、各事業部門及び子会社の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンス遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告、または必要に応じて取締役会に直接報告されるとともに、被監査部門に対する具体的な助言・勧告を行い、改善状況を確認する等、実効性の高い内部監査を実施しております。

監査役は、内部監査担当部門との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。内部監査担当部門は、監査役による監査及び会計監査人による監査と相互に効率的に遂行できるよう協力しており、監査役、監査法人、及び内部監査責任者は、年2回の会合をもち情報交換を行っております。

(略)